

平成 28 年度 第 1 回福岡市屋台選定委員会

次 第

- 日 時 : 平成 28 年 8 月 24 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分
- 場 所 : 福岡市役所本庁舎 15 階 第 4 会議室

— 次 第 —

1. 開 会

2. 委員の紹介

3. 議 事

(1) 委員長, 副委員長の選出

(2) 会議の公開について

(3) 公募場所の指定

(4) 募集方法等について

(5) 審査方法等について

(6) 福岡市屋台選定委員会運営要領の制定について

非公開

4. そ の 他

5. 閉 会

< 配 付 資 料 >

- 会議次第
- 委員名簿
- 座席表

議事 2 資料 1 会議の公開について（案）

議事 3 資料 2 公募場所（案）

資料 3 福岡市屋台公募場所（全体図）

議事 4 資料 4 募集方法等について（案）

議事 5 資料 5 審査方法等について（案）

資料 6 審査項目・配点表（案）

議事 6 資料 7 福岡市屋台選定委員会運営要領（案）

非公開

参考資料

- 1 福岡市屋台基本条例
- 2 福岡市屋台基本条例施行規則
- 3 食品衛生に関するチラシ（屋台営業者用）

福岡市屋台選定委員会

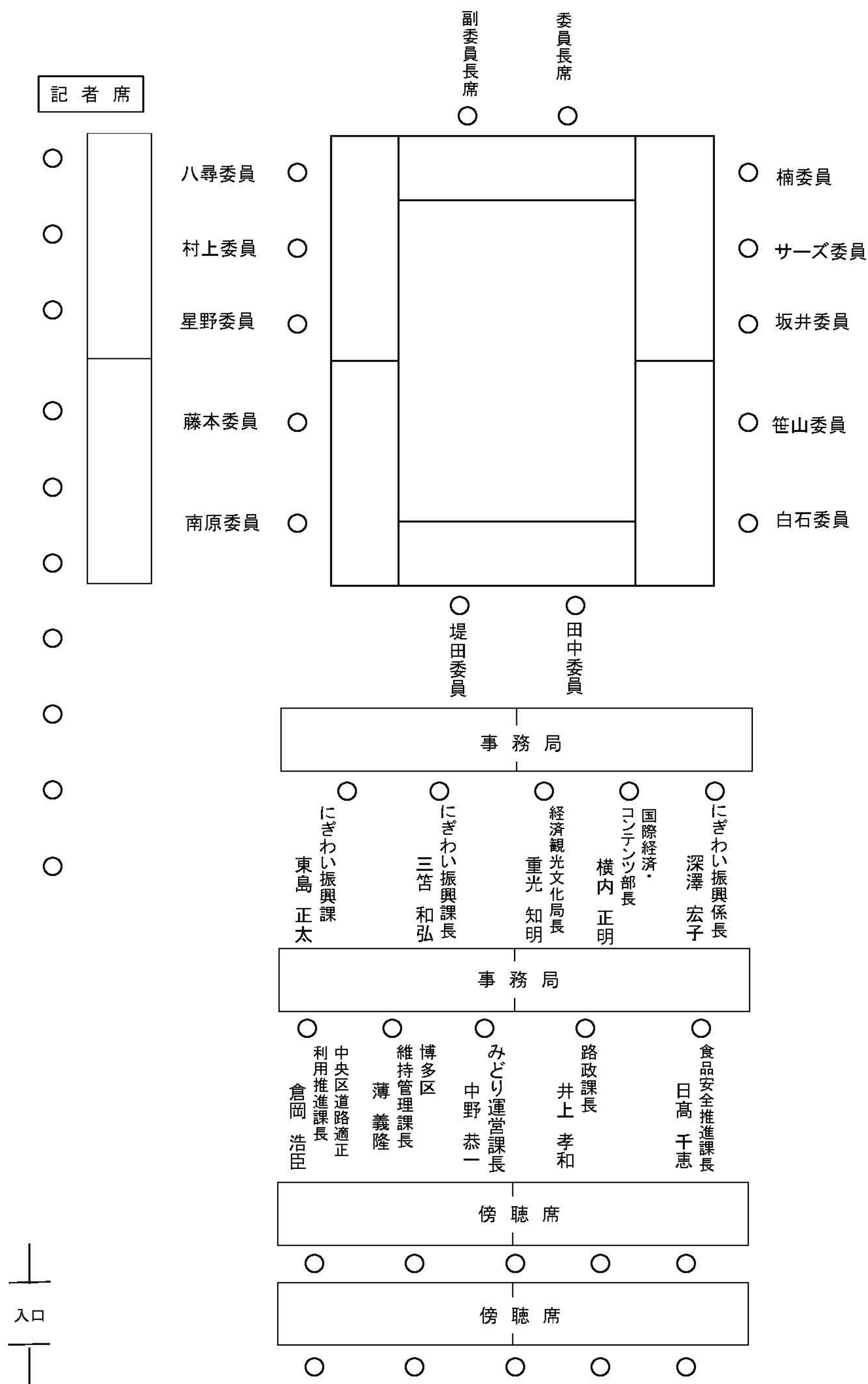
氏 名	所 属 等
池内 比呂子	(株) テノ. ホールディングス代表取締役
楠 正信	福岡市議会議員
ニック・サーズ	(有) フクオカ・ナウ代表取締役
坂井 猛	九州大学教授
笹山 守人	福岡市自治協議会等 7 区会長会(博多区)
白石 幸生	福岡市移動飲食業組合組合長
田中 しんすけ	福岡市議会議員
堤田 寛	福岡市議会議員
南原 茂	(公社) 福岡市食品衛生協会会長
藤本 顕憲	福岡市議会議員
星野 美恵子	福岡市議会議員
村上 剛人	福岡大学教授
八尋 和郎	(公財) 九州経済調査協会事業開発部長／ BIZCOLI 館長

※敬称略

※五十音順

平成28年度第1回福岡市屋台選定委員会 座席表

平成28年8月24日(水) 9:30～11:30
福岡市役所15階1504会議室



会議の公開について（案）

附属機関の会議については、市情報公開条例第 38 条により原則公開するものとなっているが、下記事項については同条ただし書き等に基づき非公開とする。

- (1) 個人情報にかかる事項
- (2) 審査に関する事項
- (3) 審査基準を定める過程の審議
- (4) その他委員会で非公開とした事項

※なお、議事録等については、非公開情報及び適正な審査に支障がないものについて、公開とする。

※参考

福岡市情報公開条例抜粋

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（附属機関等の会議の公開）

第36条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

福岡市屋台基本条例抜粋

（福岡市屋台選定委員会）

第28条 市長の附属機関として、福岡市屋台選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

福岡市屋台基本条例の趣旨に基づき、
屋台がまちのにぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮しながらも、
市民や地域住民からも親しまれ、福岡のまちと共生し存続できる場所として、
候補地 28箇所（別紙「公募場所（全体図）」のとおり）を公募する。

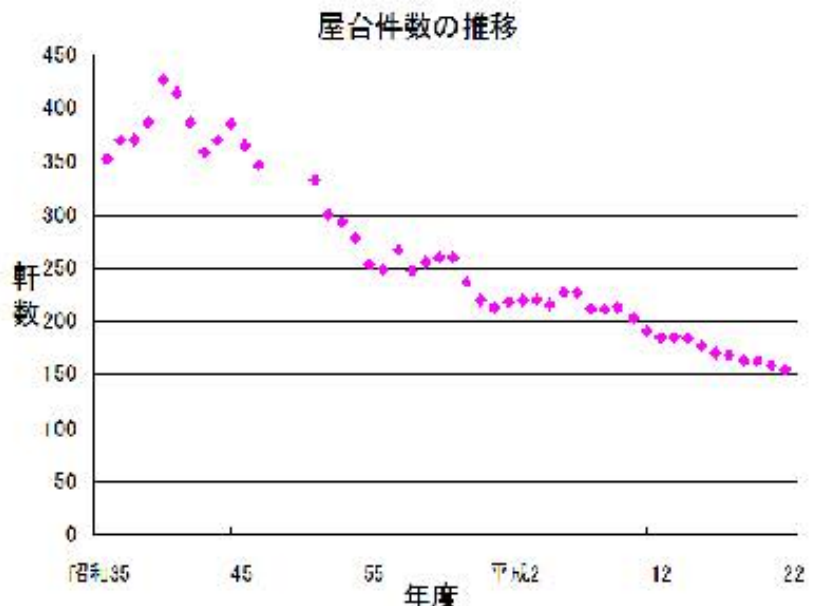
（考え方）

- 屋台が連なり定着している場所
（「観光スポットエリア」，「商業地域エリア」）
- 条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- 地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

規則第16条（指定場所）抜粋
(1) 屋台が連なり、福岡の風情ある景観として定着している場所であること。
(2) 市民、観光客をはじめ多くの人々が訪れやすい場所であること。
(3) 屋台営業に伴う臭気、騒音その他生活環境に係る負担が、地域住民その他関係者に過重なものとならない場所であること。

条例第9条（市道等占用許可の基準）抜粋
(3) 市道等占用許可を受けようとする場所が、次のいずれにも適合すること。
ア 屋台を設置した後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。
イ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道にあっては、設置した後の屋台が当該ブロックから0.6メートル以上離れること。

（参 考）



平成23年度「屋台との共生あり方研究会」より

福岡市許可屋台数 (条例施行後)	
平成25年9月1日	135
平成26年9月1日	122
平成27年9月1日	113
平成29年3月31日見込	110
平成29年4月1日見込	82

※国道等許可屋台 8軒をのぞく

規則第7条（市道等占用許可の条件）抜粋
(1) 屋台の規格等については、次のとおりとすること。
ア 屋台の規格については、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口（歩道にあっては、縦断方向とする。以下同じ。）3メートル以内、奥行（歩道にあっては、横断方向とする。以下同じ。）2.5メートル以内とすること。
(3) 屋台営業に必要な器材のうち屋台の規格内に設置することが困難なもの（客席及び囲いを除く。）については、屋台の規格を含む間口5メートル、奥行3メートルの範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置すること。

条例32条（環境整備）
市は、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする。

▲28

「本人営業規定違反」の処分猶予期限が平成29年3月31日で切れる屋台

福岡市屋台公募場所（全体図）

資料 3

(H29. 4. 1見込み)

... ①観光スポットエリア(13箇所)

... ②商業地域エリア(15箇所)

※ 内の数字はH29.4時点の営業予定数(82箇所)

※ 内の数字は公募する営業場所の数(28箇所)

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

①観光スポットエリア

②商業地域エリア

長浜地区

天神北地区

中洲地区

天神西地区

天神中央地区

天神南地区

清流公園

祇園地区

博多駅地区

南福岡駅地区

香椎・千早地区

下呉服地区

西公園地区

4

4

3

3

2

1

3

3

3

2

募集方法等について（案）

1 募集方法(案)

特性が類似している地域を2つのエリアに区分し、募集を行う。(下記A案)

- ①観光スポットエリア(長浜地区, 清流公園 等)
- ②商業地域エリア(天神地区)

	募集方法		特 徴
A案	場所の特性でまとめて募集	・特性の似た場所を2つのエリアに区分し、エリアごとに募集 ・どちらかのエリアを指定して応募 ・エリアごとに最優秀者から順に、希望場所で営業候補者に決定	・意欲のある人から順に選ばれやすく、全体の質の向上が期待される ・エリアでの賑わい創出など、効用活用に向けた広い視点での提案ができる
B案	場所ごとに募集	・公募場所(1区画)ごとに募集 ・公募場所(1区画)1つのみ選んで応募 ・公募場所(1区画)ごとの最優秀者が営業候補者に決定	・優良な提案者であっても場所ごとの競合によって選ばれない可能性が高い ・場所によって倍率が著しく高くなる可能性が高い ・競合した個人が特定されやすく、トラブルの恐れや心理的な負担が懸念される

2 応募資格について

条例及び規則に定める以下の応募資格のとおり広く募集する。

- ・満18歳以上の個人
- ・市町村税の滞納がない
- ・屋台営業の占用許可の不更新, 停止, 取消しの措置を受けたことがない
- ・暴力団員でない, 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものではない

3 募集から決定までのスケジュールについて

平成29年4月1日から、公募により選定された屋台が営業開始できるスケジュールとする。

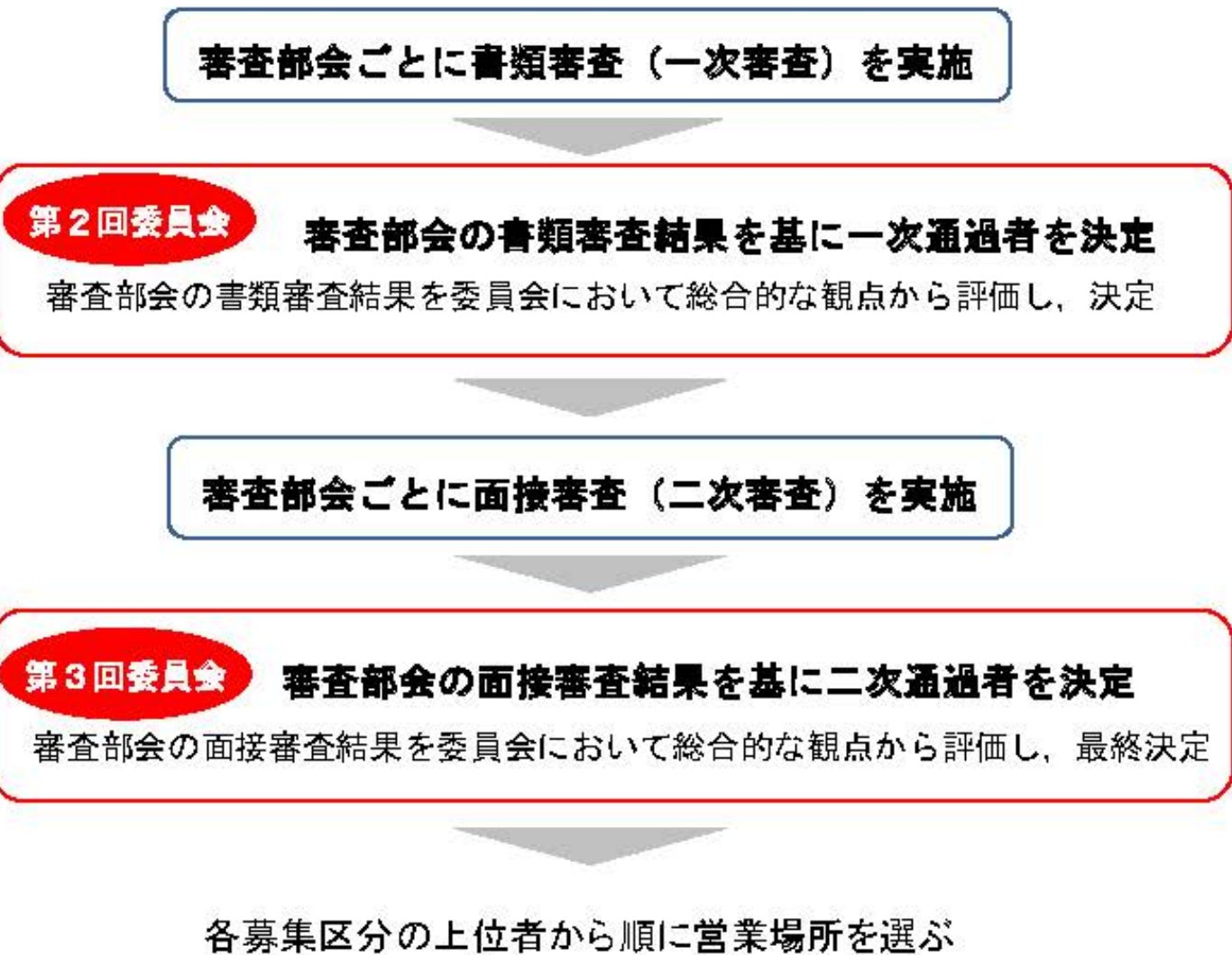
募集期間	平成28年9月12日頃～10月31日
営業候補者の決定	平成28年12月中旬
営業開始	平成29年4月1日

1. 審査部会の設置について

- 応募書類の個別審査及び面接審査を行うため、審査部会を置く。
- 審査部会は、委員長の指名する委員をもって組織し、部会長及び副部会長は、部会委員の互選による。
- 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会の会議に報告する。
- 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- その他、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

- ① 2つの部会を置く（募集エリアごとに設置）
- ② 6名の委員で組織する（1部会3名×2）

2. 書類・面接審査の流れ



3. 評価基準について

別紙「審査項目・配点（案）」のとおりとする。

4. 提出書類について

規則に定める応募書類の他、審査を行う上で必要な書類として、**資格証明書の提出を求める**。（規則第18条第4号）

規則第18条（公募書類）抜粋	
(1)	公募屋台営業計画書
(2)	公募申請者の住民票の写し
(3)	市外に居住する公募申請者にあつては当該公募申請者の移住する市町村税を滞納していないことを証する書類
(4)	その他市長が必要と認める書類

5. 審査スケジュール

審査部会（書類）	11月中旬
第2回委員会	11月下旬
審査部会（面接）	12月初旬
第3回委員会	12月初旬から中旬
第二次通過者の場所決め	12月下旬
決定通知	12月末まで

6. その他

屋台公募は、より魅力ある屋台を存続させていくため、新規参入の途を開いたものであることから、現在、福岡市内で**屋台営業を行っている者が応募した場合**は、現営業場所における営業は放棄したものとみなし、現営業場所での**平成29年4月1日以降の許可は行わない**。

資料6

審査項目・配点表（案）

項 目	主な内容	配 点
①関係法令遵守に向けた取り組み		50
安全快適な公共空間の確保 （道路・公園占用関係）	・設営、撤去の時間を守るための対策 ・運搬車両を路上に放置しないための対策（駐車場所の確保等） ・屋台の規格や、営業許可範囲の遵守 ・汚水を側溝等に廃棄（営業場所の汚損）しないための対策	15
良好な公衆衛生の確保 （食品衛生関係）	・適正な取扱食品（生ものの提供禁止） ・適正な厨房設備計画（手洗い設備、廃棄物容器の設置方法、調理スペースの確保等） ・食品を衛生的に保管するための対策 ・廃棄物容器の備付けの有無	15
その他の遵守事項	・利用者のトイレの確保や案内方法等の対策 ・料金の明示方法（ぼったくり対策） ・屋台の保管場所 ・ごみ処理方法	10
危機管理	・食中毒予防、対応 ・飲酒運転防止の取組み ・客同士のけんか等のトラブル発生時の対処法 ・計画の具現性（収支計画、資金計画）	10
②屋台の魅力、質の向上のための創意工夫		20
市民や地域住民、観光客に 親しまれる屋台	・営業場所周辺の生活環境への配慮 ・外国人を含む全ての利用者へのおもてなし	10
観光資源として福岡市を広 報する取り組み	・屋台文化の継承についての考え ・屋台の新たな魅力創出についての方策	10
③福岡のまちの魅力向上に向けた取り組み		5
まちの魅力	・まちのにぎわい創出、魅力向上に対する意欲や工夫	5
④地域貢献に向けた取り組み		10
地域貢献	・地域貢献に向けた取組み （例：地域イベントや清掃）	10
⑤総合評価		15
総合評価	・総合的な優位性（意欲、技能等）	15
合計		100

資料 7

福岡市屋台選定委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、福岡市屋台基本条例施行規則（以下「規則」という。）第31条に基づき、福岡市屋台選定委員会（以下、委員会）の運営に関し必要な事項を定める。

（審査部会）

第2条 応募書類の個別審査及び面接審査を行うため、審査部会を置く。

2 審査部会は、委員長の指名する委員をもって組織し、部会長及び副部会長は、部会委員の互選による。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会の会議に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（会議の公開）

第3条 委員会及び審査部会の会議は、原則公開とする。ただし、その会議における議題が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条各号に掲げる非公開情報又は同条例第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とする。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、経済観光文化局国際経済・コンテンツ部にぎわい振興課において行う。

（委員会の運営に関する委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成28年8月24日より施行する。